

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

○	漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（抄）（第一条関係）	1
○	特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）（抄）（第二条関係）	11
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第十条関係）	29
○	電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）（附則第十一条関係）	31
○	持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）（抄）（附則第十二条関係）	32

○ 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
目次 第一章～第八章（略） 第九章 雑則（第七十四条―第八十九条） 第十章 罰則（第九十条―第二百一条） 附則 （国際的な枠組みとの関係） 第十三条 農林水産大臣は、資源管理基本方針を定めるに当たつては、水産資源の持続的な利用に関する国際機関その他の国際的な枠組み（我が国が締結した条約その他の国際約束により設けられたものに限る。以下この章及び第五十二条第二項において「国際的な枠組み」という。）において行われた資源評価を考慮しなければならない。 2・3（略） （漁獲量等の報告） 第二十六条 年次漁獲割当量設定者は、漁獲割当管理区分において、特定水産資源（次項に規定する特別管理特定水産資源を除く。）の採捕をしたときは、農林水産省令で定める期間内に、農林水産省令又は規則で定めるところにより、漁獲量その他漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項を、当該漁獲割当管理区分が大臣管理区分である場合には農林水産大臣、知事管理区分である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に報告しなければならない。 2 年次漁獲割当量設定者は、漁獲割当管理区分において、特定水産資源のうち、個体の経済的価値が高く、かつ、国際的な枠組み、資	目次 第一章～第八章（略） 第九章 雑則（第七十四条―第八十八条） 第十章 罰則（第八十九条―第九十八条） 附則 （国際的な枠組みとの関係） 第十三条 農林水産大臣は、資源管理基本方針を定めるに当たつては、水産資源の持続的な利用に関する国際機関その他の国際的な枠組み（我が国が締結した条約その他の国際約束により設けられたものに限る。以下この章及び第五十二条第二項において「国際的な枠組み」という。）において行われた資源評価を考慮しなければならない。 2・3（略） （漁獲量等の報告） 第二十六条 年次漁獲割当量設定者は、漁獲割当管理区分において、特定水産資源の採捕をしたときは、農林水産省令で定める期間内に、農林水産省令又は規則で定めるところにより、漁獲量その他漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項を、当該漁獲割当管理区分が大臣管理区分である場合には農林水産大臣、知事管理区分である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に報告しなければならない。 （新設）

源評価、個体の取引状況その他の事情を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものとして農林水産省令で定めるもの（以下この章及び第二百条第一号において「特別管理特定水産資源」という。）の採捕をしたときは、農林水産省令で定める期間内に、農林水産省令又は規則で定めるところにより、採捕をした個体の数、漁獲量その他漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項を、当該漁獲割当管理区分が大臣管理区分である場合には農林水産大臣、知事管理区分である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に報告するとともに、農林水産省令で定めるところにより、当該採捕に係る船舶等の名称及び個体ごとの重量その他の農林水産省令で定める事項に関する記録を作成し、その報告をした日から農林水産省令で定める期間保存しなければならない。

3| 都道府県知事は、前二項の規定により報告を受けたときは、農林水産省令で定めるところにより、速やかに、当該事項を農林水産大臣に報告するものとする。

（停泊命令等）

第二十七条 農林水産大臣又は都道府県知事は、年次漁獲割当量設定者が、第二十五条第二項の規定に違反してその設定を受けた年次漁獲割当量を超えて特定水産資源の採捕をし、かつ、当該採捕を引き続きするおそれがあるとき、又は前条第二項の規定に違反して採捕した特別管理特定水産資源について報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、かつ、当該違反行為を引き続きするおそれがあるときは、当該採捕若しくは当該違反行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該採捕に使用した漁具その他特定水産資源の採捕の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

（漁獲量等の報告）

第三十条 漁獲割当管理区分以外の管理区分において特定水産資源〔特別管理特定水産資源を除く。以下この項において同じ。〕の採捕（漁獲努力量の総量の管理を行う管理区分（以下この項及び次条に

2| 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、農林水産省令で定めるところにより、速やかに、当該事項を農林水産大臣に報告するものとする。

（停泊命令等）

第二十七条 農林水産大臣又は都道府県知事は、年次漁獲割当量設定者が、第二十五条第二項の規定に違反してその設定を受けた年次漁獲割当量を超えて特定水産資源の採捕をし、かつ、当該採捕を引き続きするおそれがあるときは、当該採捕をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該採捕に使用した漁具その他特定水産資源の採捕の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

（漁獲量等の報告）

第三十条 漁獲割当管理区分以外の管理区分において特定水産資源の採捕（漁獲努力量の総量の管理を行う管理区分（以下この項及び次条において「漁獲努力量管理区分」という。）にあつては、当該漁

獲努力量に係る漁ろう。以下この款において同じ。）をする者は、特定水産資源の採捕をしたときは、農林水産省令で定める期間内に、農林水産省令又は規則で定めるところにより、当該特定水産資源の漁獲量（漁獲努力量管理区分にあつては、当該特定水産資源に係る漁獲努力量。以下この款において同じ。）その他漁獲の状況に關し農林水産省令で定める事項を、当該管理区分が大臣管理区分（漁獲割当管理区分以外のものに限る。以下この款において同じ。）である場合には農林水産大臣、知事管理区分（漁獲割当管理区分以外のものに限る。以下この款において同じ。）である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に報告しなければならない。

(新設)

2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、農林水産省令で定めるところにより、速やかに、当該事項を農林水産大臣に報告するものとする。

(停泊命令等)

第三十四条 農林水産大臣又は都道府県知事は、前条の命令を受けた者が当該命令に違反する行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあるときは、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他特定水産資源の採捕の用に供される物について期間を指

令に違反する行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあるときは、当該違反行為若しくは当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他特定水産資源の採捕の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

(資源管理の状況等の報告等)

第五十二条 許可を受けた者は、農林水産省令で定めるところにより、当該許可に係る大臣許可漁業における資源管理の状況、漁業生産の実績その他の農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項若しくは第二項又は第三十条第一項若しくは第二項の規定により農林水産大臣に報告した事項については、この限りでない。

2 (略)

3 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

(資源管理の状況等の報告)

第九十条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項若しくは第二項又は第三十条第一項若しくは第二項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

2 (略)

(広域漁業調整委員会の指示)

第二百一十一条 広域漁業調整委員会は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権（第百八十四条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う漁場に係る漁業権又は入漁権に限る。）の行使を適切にし、

定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

(資源管理の状況等の報告等)

第五十二条 許可を受けた者は、農林水産省令で定めるところにより、当該許可に係る大臣許可漁業における資源管理の状況、漁業生産の実績その他の農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により農林水産大臣に報告した事項については、この限りでない。

2 (略)

(新設)

(資源管理の状況等の報告)

第九十条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

2 (略)

(広域漁業調整委員会の指示)

第二百一十一条 広域漁業調整委員会は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権（第百八十三条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う漁場に係る漁業権又は入漁権に限る。）の行使を適切にし、

漁場（同条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行うものに限る。）の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

2
4 （略）

（特定水産動植物の採捕の禁止）

第三十二条 何人も、特定水産動植物（財産上の不正な利益を得る目的で採捕されるおそれが大きい水産動植物であつて当該目的による採捕が当該水産動植物の生育又は漁業の生産活動に深刻な影響をもたらすおそれが大きいものとして農林水産省令で定めるものをいう。次項第四号及び第九十条において同じ。）を採捕してはならない。

2 （略）

第九章 雑則

第七十四条～第七十七条 （略）

（漁業者等に関する情報の利用等）

第七十八条 農林水産大臣及び都道府県知事は、その所掌事務の遂行に必要な限度で、その保有する漁業者又は漁獲物若しくはその製品に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用し、又は相互に提供することができる。

2 農林水産大臣及び都道府県知事は、その所掌事務の遂行に必要な限度で、関係する国の行政機関、地方公共団体その他の者に対して、漁業者又は漁獲物若しくはその製品に関する情報の提供を求めることができる。

（行政手続法の適用除外）

漁場（同条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行うものに限る。）の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

2
4 （略）

（特定水産動植物の採捕の禁止）

第三十二条 何人も、特定水産動植物（財産上の不正な利益を得る目的で採捕されるおそれが大きい水産動植物であつて当該目的による採捕が当該水産動植物の生育又は漁業の生産活動に深刻な影響をもたらすおそれが大きいものとして農林水産省令で定めるものをいう。次項第四号及び第八十九条において同じ。）を採捕してはならない。

2 （略）

第九章 雑則

第七十四条～第七十七条 （略）

（新設）

（行政手続法の適用除外）

第百七十九條 第二十七條及び第三十四條の規定、第八十六條第一項（免許後に条件を付ける場合に限る。）、第八十九條第一項、第九十二條第一項及び第二項並びに第九十三條第一項の規定（これらの規定を第八十八條第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びに第百十六條第二項及び第三項、第百三十一條第一項（第二十五條第一項の規定に違反する行為に係るものに限る。）、第百六十九條第二項並びに第百七十七條第十四項において準用する同条第六項の規定による処分については、行政手続法第三章（第十二條及び第十四條を除く。）の規定は、適用しない。

2 (略)

第百八十條、第百八十三條 (略)

(管轄の特例)

第百八十四條 (略)

第百八十五條 (略)

第百八十六條、第百八十九條 (略)

第十章 罰則

第百九十條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三千万円以下の罰金に処する。
一 第百三十二條第一項の規定に違反して特定水産動植物を採捕したとき。
二 前号の犯罪に係る特定水産動植物又はその製品を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせんをしたとき。

第百七十八條 第二十七條及び第三十四條の規定、第八十六條第一項（免許後に条件を付ける場合に限る。）、第八十九條第一項、第九十二條第一項及び第二項並びに第九十三條第一項の規定（これらの規定を第八十八條第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びに第百十六條第二項及び第三項、第百三十一條第一項（第二十五條第一項の規定に違反する行為に係るものに限る。）、第百六十九條第二項並びに前条第十四項において準用する同条第六項の規定による処分については、行政手続法第三章（第十二條及び第十四條を除く。）の規定は、適用しない。

2 (略)

第百七十九條、第百八十二條 (略)

(管轄の特例)

第百八十三條 (略)

第百八十四條 (略)

第百八十五條、第百八十八條 (略)

第十章 罰則

第百八十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は三千万円以下の罰金に処する。
一 第百三十二條第一項の規定に違反して特定水産動植物を採捕した者。
二 前号の犯罪に係る特定水産動植物又はその製品を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせんをした者。

第百九十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第二十五条の規定に違反して特定水産資源を採捕したとき。
二 第二十七条、第三十三条、第三十四条又は第百三十一条第一項の規定による命令に違反したとき。

三 第三十六条第一項又は第五十七条第一項の規定に違反して大臣許可漁業又は知事許可漁業を営んだとき。

四 第四十七条（第五十八条において準用する場合を含む。）の許可を受けずに、第四十二条第一項（第五十八条において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の農林水産省令又は規則で定める事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、大臣許可漁業又は知事許可漁業を営んだとき。

五 大臣許可漁業の許可、漁業権又は第八十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による漁業の許可に付けた条件に違反して漁業を営んだとき。

六 大臣許可漁業、知事許可漁業若しくは第八十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けた漁業の停止中その漁業を営み、第六十条第二項に規定する定置漁業権若しくは区画漁業権の行使の停止中その漁業を営み、又は同項に規定する共同漁業権の行使の停止中その漁場において行使を停止した漁業を営んだとき。

七 第六十八条の規定に違反して定置漁業又は区画漁業を営んだとき。

八 第百十九条第一項の規定による禁止に違反して漁業を営み、又は同項の規定による許可を受けないで漁業を営んだとき。

第百九十二条 第二十六条第二項又は第三十条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第百九十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第二十五条の規定に違反して特定水産資源を採捕した者
二 第二十七条、第三十三条、第三十四条又は第百三十一条第一項の規定による命令に違反した者

三 第三十六条第一項又は第五十七条第一項の規定に違反して大臣許可漁業又は知事許可漁業を営んだ者

四 第四十七条（第五十八条において準用する場合を含む。）の許可を受けずに、第四十二条第一項（第五十八条において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の農林水産省令又は規則で定める事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、大臣許可漁業又は知事許可漁業を営んだ者

五 大臣許可漁業の許可、漁業権又は第八十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による漁業の許可に付けた条件に違反して漁業を営んだ者

六 大臣許可漁業、知事許可漁業若しくは第八十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けた漁業の停止中その漁業を営み、第六十条第二項に規定する定置漁業権若しくは区画漁業権の行使の停止中その漁業を営み、又は同項に規定する共同漁業権の行使の停止中その漁場において行使を停止した漁業を営んだ者

七 第六十八条の規定に違反して定置漁業又は区画漁業を営んだ者

八 第百十九条第一項の規定による禁止に違反して漁業を営み、又は同項の規定による許可を受けないで漁業を営んだ者

（新設）

第百九十三条 第百二十条第十一項（第百二十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第百九十四条 第百九十条、第百九十一条又は前条の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第百九十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 二 第五十二条第二項（第五十八条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。
- 三 第五十二条第三項（第五十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 四 知事許可漁業の許可に付けた条件に違反して漁業を営んだとき。
- 五 第八十二条の規定に違反して漁業権を貸付けの目的としたとき。
- 六 第二百二十八条第三項の規定による漁業監督官又は漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 七 第百六十五条第四項の規定に違反したとき。
- 八 第百七十六条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第百九十一条 第百二十条第十一項（第百二十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第百九十二条 前三条の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第百九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- （新設）
- 二 知事許可漁業の許可に付けた条件に違反して漁業を営んだ者
- 三 第八十二条の規定に違反して漁業権を貸付けの目的とした者
- 四 第二百二十八条第三項の規定による漁業監督官又は漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 五 第百六十五条第四項の規定に違反した者
- 六 第百七十六条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

九 第一百七十六条第二項の規定による当該職員の測量、検査、移転又は除去を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第百九十六条 第百九十条から第百九十三条まで又は前条第五号の罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金を併科することができる。

第百九十七条 漁業権又は組合員行使権を侵害したときは、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第百九十八条 第二十六条第二項又は第三十条第二項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつたときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第百九十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第五十条(第五十八条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

二 第二百二十二条の規定による命令に違反したとき。
(削る。)

2 漁場又は漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物の標識を移転し、汚損し、又は損壊した者は、十万円以下の罰金に処する。

第二百条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

七 第一百七十六条第二項の規定による当該職員の測量、検査、移転又は除去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百九十四条 第百八十九条から第百九十一条まで又は前条第三号の罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金を併科することができる。

第百九十五条 漁業権又は組合員行使権を侵害した者は、百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(新設)

第百九十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第五十条(第五十八条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第二百二十二条の規定に基づく命令に違反した者

三 漁場又は漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物の標識を移転し、汚損し、又は損壊した者

(新設)

第百九十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第百八十九条から第百九十一条まで、第百九十三条、第百九十五条第一項又は前条第一号若しくは第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第百九十一条第一号（特別管理特定水産資源に係る部分に限る。）若しくは第二号（特別管理特定水産資源に関してされた第二十七條、第三十三條又は第三十四條の規定による命令に係る部分に限る。）又は第百九十二条 一億円以下の罰金刑 二 第百九十條、第百九十一条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第百九十三條、第百九十五條、第百九十七條第一項、第百九十八條又は前條第一項 各本條の罰金刑 第二百一条（略）	（新設） （新設） 第百九十八條（略）
---	--

○ 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 特定第一種水産動植物等に関する規制 第一節 国内流通の規制に関する措置（第三条―第十二条） 第二節 輸出の規制に関する措置（第十三条―第三十条） 第三章 特定第二種水産動植物等に関する規制（第三十一条） 第四章 雑則（第三十二条―第三十四条） 第五章 罰則（第三十五条―第四十条） 附則 第一章 総則 （目的） 第一条 この法律は、国内において違法に採捕された水産動植物又は水産資源の保存及び管理のための我が国の措置に違反した行為に係る水産動植物の流通により水産資源の減少のおそれがあること及び海外において違法に採捕された水産動植物の輸入を規制する必要性が国際的に高まっていることに鑑み、これらの水産動植物の流通を防止するため、特定の水産動植物等について、取扱事業者間における情報の伝達並びに取引の記録の作成及び保存並びに適法に採捕されたものである旨を証する書類の輸出入に際する添付の義務付け等の措置を講ずることにより、当該水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図り、もって違法な漁業の抑止及び水産資源の持続的な利用に寄与するとともに、漁業及びその関連産業の健全な発展に資することを目的とする。	目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 特定第一種水産動植物等に関する規制（第三条―第十条） 第三章 特定第二種水産動植物等に関する規制（第十一条） 第四章 雑則（第十二条―第十四条） 第五章 罰則（第十五条―第十八条） 附則 第一章 総則 （目的） 第一条 この法律は、国内において違法に採捕された水産動植物の流通により国内水産資源の減少のおそれがあること及び海外において違法に採捕された水産動植物の輸入を規制する必要性が国際的に高まっていることに鑑み、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、特定の水産動植物等について、取扱事業者間における情報の伝達並びに取引の記録の作成及び保存並びに適法に採捕されたものである旨を証する書類の輸出入に際する添付の義務付け等の措置を講ずることにより、当該水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図り、もって違法な漁業の抑止及び水産資源の持続的な利用に寄与するとともに、漁業及びその関連産業の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定第一種水産動植物」とは、水産動植物のうち、次に掲げるものをいう。

一 国内において違法かつ過剰な採捕（外国漁船（日本船舶以外の船舶であつて、漁ろう設備を有する船舶その他の漁業の用に供されているものをいう。第七項において同じ。）によるものを除く。）が行われるおそれが大きいと認められるもの（次号に掲げるものを除く。）であつて、その資源の保存及び管理を図ることが特に必要と認められるものとして農林水産省令で定めるもの

二 次のイ又はロのいずれかに該当するもの

イ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二十六条第二項に規定する特別管理特定水産資源（同法の規定による措置のみによつて違法かつ過剰な採捕を有効に防止することができる）と認められるものとして農林水産省令で定めるものを除く。）

ロ 水産資源の保存及び管理のための我が国の措置に違反する行為が行われるおそれが大きいと認められる水産動植物であつて、その資源の保存及び管理を図ることが特に必要と認められるものとして農林水産省令で定めるもの

2| この法律において「特定第一種水産動植物」とは、水産動植物のうち前項第一号に掲げるものをいい、「特定第一種第二号水産動植物」とは、水産動植物のうち同項第二号に掲げるものをいう

3| この法律において「特定第一種水産動植物等」とは、次に掲げるものをいう。

一 特定第一種第一号水産動植物及び特定第一種第一号水産動植物を原材料とする加工品のうちその国内流通の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるもの

二 特定第一種第二号水産動植物及び特定第一種第二号水産動植物を原材料とする加工品のうちその国内流通の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるもの

(定義)

第二条 この法律において「特定第一種水産動植物」とは、水産動植物のうち、国内において違法かつ過剰な採捕（外国漁船（日本船舶以外の船舶であつて、漁ろう設備を有する船舶その他の漁業の用に供されているものをいう。第四項において同じ。）によるものを除く。）が行われるおそれが大きいと認められるものであつて、その資源の保存及び管理を図ることが特に必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいう。

2| この法律において「特定第一種水産動植物等」とは、特定第一種水産動植物及び特定第一種水産動植物を原材料とする加工品のうちその国内流通の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいう。

(新設)

4| この法律において「特定第一号水産動植物等」とは、前項
第一号に掲げるものをいい、「特定第一号水産動植物等」と
は、同項第二号に掲げるものをいう。

5| (略)

6| この法律において「適法漁獲等証明書」とは、特定第一号水産動
植物等（加工品にあつては、その原材料である特定第一号水産動植
物）が次の各号のいずれかに該当する旨を証する農林水産大臣又は
第十四条第一項に規定する指定交付機関が交付する証明書をいう。
一 漁業法その他の関係法令の規定による特定第一号水産動
植物を採捕する権限に基づき採捕の事業を行う者によつて採捕さ
れた特定第一号水産動植物等であること。

二 輸入され、若しくは養殖された特定第一号水産動植物（
国内において採捕された特定第一号水産動植物を用いて養
殖されたものを除く。）又はこれらを原材料とする加工品である
特定第一号水産動植物等（以下「輸入・養殖特定第一号第
一水産動植物等」という。）であること。

三 第七条第一項又は第八条第一項の規定により伝達すべき事項を
特定することができる特定第一号第二号水産動植物等であること

四 輸入され、若しくは養殖された特定第一号第二号水産動植物又
はこれらを原材料とする加工品である特定第一号第二号水産動植
物等（以下「輸入・養殖特定第一号第二号水産動植物等」という
。）であること。

7| 8| (略)

9| 農林水産大臣は、第一項第一号並びに第二号イ及びロ並びに第七
項の農林水産省令を定め、又はこれらを変更しようとするときは、
あらかじめ、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

第二章 特定第一号水産動植物等に関する規制

第一節 国内流通の規制に関する措置

(新設)

3| (略)

(新設)

4| 5| (略)

6| 農林水産大臣は、第一項及び第四項の農林水産省令を定め、又は
これらを変更しようとするときは、あらかじめ、水産政策審議会の
意見を聴かなければならない。

第二章 特定第一号水産動植物等に関する規制

(新設)

(特定第一種第一号水産動植物の採捕の事業を行う者の届出)

第三条 特定第一種第一号水産動植物の採捕の事業を行う者であつて、自らが採捕した特定第一種第一号水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種第一号水産動植物等の譲渡しの事業を行うおとするもの(その所属する団体が当該者に代わつてこれらの特定第一種第一号水産動植物等の譲渡しの事業を行う場合にあつては、当該団体)は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該採捕の事業が漁業法その他の関係法令の規定による特定第一種第一号水産動植物を採捕する権限に基づき行われるものである旨その他の農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならぬ。

2 (略)

3 前項の規定による通知を受けた者(以下「届出採捕者」という。)は、第一項の規定による届出に係る事項に変更(当該届出に係る特定第一種第一号水産動植物の採捕の事業の廃止を含む。)があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(届出採捕者による情報の伝達)

第四条 届出採捕者は、自ら(届出採捕者が前条第一項に規定する団体である場合にあつては、当該団体に所属する者)が採捕した特定第一種第一号水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種第一号水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者(特定第一種第一号水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う者に限る。以下この条から第六条までにおいて同じ。)への譲渡し又は引渡しをするときは、農林水産省令で定めるところにより、その包装、容器又は送り状への表示その他の方法により、これらの特定第一種第一号水産動植物等の名称、前条第二項の規定による通知に係る番号を含む漁獲に関する番号(以下「漁獲番号」という。)その他農林水産省令で定める事項を、当該他の特定第一種水産動植物等取扱事業者に伝達しなければならない。

(特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者の届出)

第三条 特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者であつて、自らが採捕した特定第一種水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行うおとするもの(その所属する団体が当該者に代わつてこれらの特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行う場合にあつては、当該団体)は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該採捕の事業が漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)その他の関係法令の規定による特定第一種水産動植物を採捕する権限に基づき行われるものである旨その他の農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 (略)

3 前項の規定による通知を受けた者(以下「届出採捕者」という。)は、第一項の規定による届出に係る事項に変更(当該届出に係る特定第一種水産動植物の採捕の事業の廃止を含む。)があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(届出採捕者による情報の伝達)

第四条 届出採捕者は、自ら(届出採捕者が前条第一項に規定する団体である場合にあつては、当該団体に所属する者)が採捕した特定第一種水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者への譲渡しをするときは、農林水産省令で定めるところにより、その包装、容器又は送り状への表示その他の方法により、これらの特定第一種水産動植物等の名称、同条第二項の規定による通知に係る番号を含む漁獲に関する番号(以下「漁獲番号」という。)その他農林水産省令で定める事項を、当該他の特定第一種水産動植物等取扱事業者に伝達しなければならない。

(特定第一種水産動植物等取扱事業者間における特定第一種第一号水産動植物等に関する情報の伝達)

第五条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、他の特定第一種水産動植物等取扱事業者から譲り受け、又は引き受けた特定第一種第一号水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者への譲渡し又は引渡しをするときは、農林水産省令で定めるところにより、その包装、容器又は送り状への表示その他の方法により、当該特定第一種第一号水産動植物等の名称、漁獲番号その他農林水産省令で定める事項を、当該他の特定第一種水産動植物等取扱事業者に伝達しなければならない。

2 (略)

3 他の特定第一種水産動植物等取扱事業者から特定第一種第一号水産動植物等の引渡しの委託を受けた特定第一種水産動植物等取扱事業者は、当該引渡しに当たって、前項の規定により荷口番号を伝達したときは、農林水産省令で定めるところにより、当該荷口番号を、当該委託をした特定第一種水産動植物等取扱事業者に伝達しなければならない。

4 輸入・養殖特定第一種第一号水産動植物等についての第一項の規定の適用については、同項中「漁獲番号」とあるのは、「輸入・養殖特定第一種第一号水産動植物等である旨」とする。

(特定第一種第一号水産動植物等に関する取引の記録の作成及び保存)

第六条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種第一号水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者（これに準ずる者として農林水産省令で定めるものを含む。）との間での譲渡し等（譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引受けをいう。以下この項及び第九条において同じ。）をしたとき、又は廃棄若

(特定第一種水産動植物等取扱事業者間における情報の伝達)

第五条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、他の特定第一種水産動植物等取扱事業者から譲り受けた特定第一種水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者への譲渡し又は引渡しをするときは、農林水産省令で定めるところにより、その包装、容器又は送り状への表示その他の方法により、当該特定第一種水産動植物等の名称、漁獲番号その他農林水産省令で定める事項を、当該他の特定第一種水産動植物等取扱事業者に伝達しなければならない。

2 (略)

3 他の特定第一種水産動植物等取扱事業者から特定第一種水産動植物等の引渡しの委託を受けた特定第一種水産動植物等取扱事業者は、当該引渡しに当たって、前項の規定により荷口番号を伝達したときは、農林水産省令で定めるところにより、当該荷口番号を、当該委託をした特定第一種水産動植物等取扱事業者に伝達しなければならない。

4 輸入され、若しくは養殖された特定第一種水産動植物（国内において採捕された特定第一種水産動植物を用いて養殖されたものを除く。）又はこれらを原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等（以下「輸入・養殖水産動植物等」という。）についての第一項の規定の適用については、同項中「漁獲番号」とあるのは、「第四項に規定する輸入・養殖水産動植物等である旨」とする。

(取引の記録の作成及び保存)

第六条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者（これに準ずる者として農林水産省令で定めるものを含む。）との間での譲渡し等（譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引受けをいう。以下同じ。）をしたとき、又は廃棄若しくは亡失をしたときは、農林水

しくは亡失をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該特定第一種第一号水産動植物等に関する次に掲げる事項の記録を作成し、当該譲渡し等又は当該廃棄若しくは亡失をした日から農林水産省令で定める期間保存しなければならない。ただし、届出採捕者が第三条第一項に規定する団体である場合において当該団体に所属する者が当該届出に係る特定第一種第一号水産動植物等の譲渡し等をした場合、少量の特定第一種第一号水産動植物等について廃棄又は亡失をした場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

一六 (略)

2 (略)

3 輸入・養殖特定第一種第一号水産動植物等についての第一項の規定の適用については、同項第五号中「漁獲番号又は荷口番号」とあるのは、「輸入・養殖特定第一種第一号水産動植物等である旨」とする。

(特定第一種第二号水産動植物採捕事業者による情報の伝達)

第七条 特定第一種第二号水産動植物の採捕の事業を行う者であつて、自らが採捕した特定第一種第二号水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種第二号水産動植物等の譲渡しの事業を行うもの(以下「特定第一種第二号水産動植物採捕事業者」という。)は、これらの特定第一種第二号水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者(特定第一種第二号水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う者に限る。以下この条から第九条までにおいて同じ。)への譲渡し又は引渡しをするとき(当該引渡しの相手方に自らが採捕した特定第一種第二号水産動植物の計量の委託をしている場合にあっては、譲渡しをするときは、農林水産省令で定めるところにより、その包装、容器又は送り状への表示その他の方法により、これらの特定第一種第二号水産動植物等の名称、これらの特定第一種第二号水産動植物等(加工品にあっては、その原材料である特定第一種第二号水産動植物)の採捕に使用した船舶等(漁業法第八条第三項に規定する船舶等をいう。

産省令で定めるところにより、当該特定第一種水産動植物等に関する次に掲げる事項の記録を作成し、当該譲渡し等又は当該廃棄若しくは亡失をした日から農林水産省令で定める期間保存しなければならない。ただし、届出採捕者が第三条第一項に規定する団体である場合において当該団体に所属する者が当該届出に係る特定第一種水産動植物等の譲渡し等をした場合、少量の特定第一種水産動植物等について廃棄又は亡失をした場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

一六 (略)

2 (略)

3 輸入・養殖水産動植物等についての第一項の規定の適用については、同項第五号中「漁獲番号又は荷口番号」とあるのは、「輸入・養殖水産動植物等である旨」とする。

(新設)

次条第一項において同じ。）の名称及び採捕後、譲渡し、引渡し又は加工をする時までの間に計量した重量その他農林水産省令で定める事項を、当該他の特定第一種水産動植物等取扱事業者に伝達しなければならぬ。

2| 前項の場合において、特定第一種第二号水産動植物採捕事業者が譲渡し又は引渡しをする特定第一種第二号水産動植物等について、同項の規定により伝達すべき事項を当該譲渡し又は引渡しの相手方が知ることができるようにする措置として農林水産省令で定めるものがとられている場合であつて、当該特定第一種第二号水産動植物採捕事業者が、農林水産省令で定めるところにより、当該事項を知ることができる方法を当該相手方に伝達したときは、当該特定第一種第二号水産動植物採捕事業者は、同項の規定による伝達をしたものとみなす。

（特定第一種水産動植物等取扱事業者間における特定第一種第二号水産動植物等に関する情報の伝達）

第八条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、他の特定第一種水産動植物等取扱事業者から譲り受け、又は引き受けた特定第一種第二号水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者への譲渡し又は引渡しをするときは、農林水産省令で定めるところにより、その包装、容器又は送り状への表示その他の方法により、当該特定第一種第二号水産動植物等の名称、当該特定第一種第二号水産動植物等（加工品にあつては、その原材料である特定第一種第二号水産動植物）の採捕に使用した船舶等の名称及び前条第一項に規定する重量その他農林水産省令で定める事項を、当該他の特定第一種水産動植物等取扱事業者に伝達しなければならない。

2| 輸入・養殖特定第一種第二号水産動植物等についての前項の規定の適用については、同項中「当該特定第一種第二号水産動植物等（加工品にあつては、その原材料である特定第一種第二号水産動植物）の採捕に使用した船舶等の名称及び前条第一項に規定する重量」とあるのは、「輸入・養殖特定第一種第二号水産動植物等である旨」とする。

（新設）

3 前条第二項の規定は、第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による特定第一種水産動植物等取扱事業者間における情報の伝達について準用する。

（特定第一種第二号水産動植物等に関する取引の記録の作成及び保存）

第九条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種第二号水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者（これに準ずる者として農林水産省令で定めるものを含む。）との間での譲渡し等をしたとき、又は廃棄若しくは亡失をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該特定第一種第二号水産動植物等に関する第六条第一項第一号から第四号までに掲げる事項その他農林水産省令で定める事項の記録を作成し、当該譲渡し等又は当該廃棄若しくは亡失をした日から農林水産省令で定める期間保存しなければならない。ただし、少量の特定第一種第二号水産動植物等について廃棄又は亡失をした場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

（勧告及び命令）

第十条 （略）

2 農林水産大臣は、特定第一種水産動植物等取扱事業者が第五条第一項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第三項、第六条第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二項、第八条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は前条の規定を遵守していないと認めるときは、当該特定第一種水産動植物等取扱事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

3 農林水産大臣は、特定第一種第二号水産動植物採捕事業者が第七条第一項の規定を遵守していないと認めるときは、当該特定第一種第二号水産動植物採捕事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

（新設）

（勧告及び命令）

第七条 （略）

2 農林水産大臣は、特定第一種水産動植物等取扱事業者が前二条の規定を遵守していないと認めるときは、当該特定第一種水産動植物等取扱事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

（新設）

4| 農林水産大臣は、第一項に規定する勧告を受けた届出採捕者、第二項に規定する勧告を受けた特定第一種水産動植物等取扱事業者又は前項に規定する勧告を受けた特定第一種第二号水産動植物採捕事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該届出採捕者、当該特定第一種水産動植物等取扱事業者又は当該特定第一種第二号水産動植物採捕事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出)

第十一条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、その事業の開始の日から二週間以内に、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。ただし、届出採捕者（届出採捕者が第三条第一項に規定する団体である場合にあつては、当該団体に所属する者を含む。）が当該届出に係る特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

一・二 (略)

三 (削る。)

三 (略)

2 (略)

(特定第一種水産動植物等に係る通報)

第十二条 (略)

第二節 輸出の規制に関する措置

(輸出の規制)

第十三条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、適法漁獲等証明書を添付してあるものでなければ、特定第一種水産動植物等を輸出してはならない。

3| 農林水産大臣は、第一項に規定する勧告を受けた届出採捕者又は前項に規定する勧告を受けた特定第一種水産動植物等取扱事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該届出採捕者又は当該特定第一種水産動植物等取扱事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出)

第八条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、その事業の開始の日から二週間以内に、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。ただし、届出採捕者（届出採捕者が第三条第一項に規定する団体である場合にあつては、当該団体に所属する者を含む。）が当該届出に係る特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

一・二 (略)

三 取り扱う特定第一種水産動植物等の種類

四 (略)

2 (略)

(特定第一種水産動植物等に係る通報)

第九条 (略)

(新設)

(輸出の規制)

第十条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等につき、当該特定第一種水産動植物等（加工品にあつては、その原材料である特定第一種水産動植物）が次の各号のいずれかに該当する旨を証する農林水産大臣が交付する証明書（以下「適法漁獲等証明書」という。）を添付してあるものでなければ、輸出しては

2 適法漁獲等証明書の交付を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、申請書に農林水産省令で定める書類を添付し、農林水産大臣に申請をしなければならぬ。

3 農林水産大臣は、前項の申請に係る特定第一種水産動植物等（加工品にあつては、その原材料である特定第一種水産動植物）が第二条第六項各号のいずれかに該当すると認められるときは、農林水産省令で定めるところにより、適法漁獲等証明書を交付しなければならない。

4 5 6 （略）

（指定交付機関による交付事務）

第十四条 農林水産大臣は、その指定する者（以下「指定交付機関」という。）に、適法漁獲等証明書の交付に関する事務（以下「交付事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定により指定交付機関に交付事務の全部又は一部を行わせるときは、適法漁獲等証明書の交付を受けようとする者が確実にその交付を受ける機会を確保するため特に必要があると認めるときを除き、当該交付事務の全部又は一部を行わないものとする。

3 指定交付機関が交付事務を行う場合における前条第二項から第五項までの規定の適用については、同条第二項中「農林水産大臣」とあるのは「指定交付機関（次条第一項に規定する指定交付機関をいい、第十五条第一項の規定により一部の交付事務（次条第一項に規定する交付事務をいう。以下この項において同じ。）の区分に係る指定を受けた者、第二十六条の規定により交付事務の一部を休止し、若しくは廃止した者、第二十七条の規定により交付事務の一部の停止を命ぜられた者又は天災その他の事由により交付事務の一部を実施することが困難となつた者にあつては、当該特定第一種水産動

ならない。

一 漁業法その他の関係法令に違反して採捕されたものではないこと。

二 輸入・養殖水産動植物等であること。

2 適法漁獲等証明書の交付を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に申請をしなければならない。

3 農林水産大臣は、前項の申請に係る特定第一種水産動植物等（加工品にあつては、その原材料である特定第一種水産動植物）が第一項各号のいずれかに該当すると認められるときは、農林水産省令で定めるところにより、適法漁獲等証明書を交付しなければならない。

4 5 6 （略）

（新設）

植物等に係る交付事務を行うことができるものに限る。以下この条において同じ。」と、同条第三項及び第四項中「農林水産大臣」とあるのは「指定交付機関」と、同条第五項中「農林水産大臣」とあるのは「農林水産大臣（第二号の場合にあつては、指定交付機関）」とする。

（指定）

第十五条 前条第一項の規定による指定（以下「指定」という。）は、農林水産省令で定める区分ごとに、農林水産省令で定めるところにより、交付事務を行うとする者の申請により行う。

2 前項の申請は、当該申請をする者の名称、住所及び交付事務を行う事務所の所在地その他農林水産省令で定める事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第二十七条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（指定の基準）

第十七条 農林水産大臣は、第十五条第一項の規定により指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 当該申請に係る交付事務を適正かつ確実に実施することができ、
る経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

（新設）

（新設）

（新設）

二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて農林水産省令で定める構成員の構成が、交付事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 交付事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて交付事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

（指定の更新）

第十八条 指定は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の指定の更新について準用する。

（変更の届出）

第十九条 指定交付機関は、その名称、住所又は交付事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（交付事務規程）

第二十条 指定交付機関は、交付事務に関する規程（以下「交付事務規程」という。）を定め、交付事務の開始前に、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 交付事務規程で定めるべき事項は、農林水産省令で定める。

3 農林水産大臣は、第一項の認可の申請に係る交付事務規程が交付事務の適正かつ確実な実施を確保するために必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合していると認めるときは、その認可をするものとする。

4 農林水産大臣は、第一項の認可に係る交付事務規程が前項の農林水産省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定交付機関に対し、その交付事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（新設）

（新設）

（新設）

（帳簿の記載等）

第二十一条 指定交付機関は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え、適法漁獲等証明書の交付に関し農林水産省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 指定交付機関は、農林水産省令で定めるところにより、適法漁獲等証明書の交付を受けようとする者から提出された申請書及び第十三条第二項の農林水産省令で定める書類を保存しなければならない。

（情報提供の求め）

第二十二条 指定交付機関は、国、都道府県その他の官公署に対し、交付事務を行うために必要な情報の提供を求めることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、指定交付機関が交付事務を適正かつ確実に実施するために必要な限度において、その保有する特定第一種水産動植物等取扱事業者に関する情報を提供することができる。

（秘密保持義務等）

第二十三条 指定交付機関の役員（法人でない指定交付機関にあつては、当該指定を受けた者。次項及び第三十九条において同じ。）若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、交付事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 交付事務に従事する指定交付機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（適合命令）

第二十四条 農林水産大臣は、指定交付機関が第十七条各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該指定交付機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

(改善命令)

第二十五条 農林水産大臣は、指定交付機関が第十四条第三項の規定により読み替えて適用する第十三条第三項の規定に違反していると認めるときその他交付事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該指定交付機関に対し、交付事務を行うべきこと又は交付事務の実施の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(事務の休廃止)

第二十六条 指定交付機関は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の許可を受けなければ、交付事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第二十七条 農林水産大臣は、指定交付機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて交付事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第十六条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 第十九条、第二十一条又は前条の規定に違反したとき。
- 三 第二十条第一項の認可を受けた交付事務規程によらないで交付事務を行ったとき。
- 四 第二十条第四項、第二十四条又は第二十五条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により指定（第十八条第一項の指定の更新を含む。）を受けたとき。

(交付事務の引継ぎ等)

第二十八条 次に掲げる場合であつて、農林水産大臣が交付事務の全部又は一部を自ら行う場合における交付事務の引継ぎその他の必要な事項については、農林水産省令で定める。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- 一 指定交付機関が第二十六条の許可を受けて交付事務の全部又は一部を休止し、又は廃止した場合
- 二 前条の規定により指定を取り消し、又は指定交付機関に対し交付事務の全部若しくは一部の停止を命じた場合
- 三 指定交付機関が天災その他の事由により交付事務の全部又は一部を実施することが困難となった場合

(公示)

第二十九条 農林水産大臣は、指定をしたときは、当該指定に係る指定交付機関の名称、住所及び交付事務を行う事務所の所在地並びに指定に係る交付事務の区分を公示するものとする。

2 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示するものとする。

- 一 第十九条の規定による届出があつたとき。
- 二 第二十六条の許可をしたとき。
- 三 第二十七条の規定により指定を取り消し、又は交付事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 四 農林水産大臣が交付事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた交付事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(指定交付機関がした処分等に係る審査請求)

第三十条 指定交付機関が行う適法漁獲等証明書の交付に係る処分又はその不作為について不服がある者は、農林水産大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、農林水産大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定交付機関の上級行政庁とみなす。

第三章 特定第二種水産動植物等に関する規制

(新設)

(新設)

第三章 特定第二種水産動植物等に関する規制

第三十一条 (略)

第四章 雑則

(立入検査等)

第三十二条 (略)

2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定交付機関に対し、その交付事務に関し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、指定交付機関の事務所に立ち入り、交付事務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(権限の委任等)

第三十三条 (略)

(経過措置)

第三十四条 (略)

第五章 罰則

第三十五条 第三十一条の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十六条 第二十三条第一項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 (略)

第四章 雑則

(立入検査等)

第三十二条 (略)

(新設)

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(権限の委任等)

第十三条 (略)

(経過措置)

第十四条 (略)

第五章 罰則

第十五条 第十一条の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

(新設)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定による届出をしないで特定第一種第一号水産動植物等の譲渡しを行い、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第四条、第五条第一項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第三項、第七条第一項又は第八条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反して伝達をせず、又は虚偽の伝達をしたとき。

三 第六条第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二項又は第九条の規定に違反して記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつたとき。

四 第十条第四項の規定による命令に違反したとき。

五 第十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

六 第十三条第一項の規定に違反したとき。

七 第三十二条第一項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第三十八条 第三条第三項又は第十一条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を行った場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定交付機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条第一項の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定による届出をしないで特定第一種水産動植物等の譲渡しを行い、又は虚偽の届出をしたとき。

（新設）

（新設）

二 第七条第三項の規定による命令に違反したとき。

三 第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第十条第一項の規定に違反したとき。

五 第十二条第一項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第十七条 第三条第三項又は第八条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を行った場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

（新設）

ったとき。

二 第二十一条第二項の規定に違反したとき。

三 第二十六条の許可を受けないで交付事務の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。

四 第三十二条第二項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

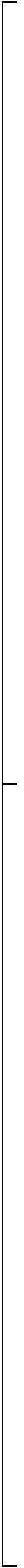
第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十五条、第三十七条又は第三十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	法律	（略）	漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）	法律	（略）	事務	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一 （略） 二 第二百二十条第三項、第四項、第八項、第九項及び第十一項の規定、同条第十二項において準用する第八十六条第三項の規定、第二百二十二条、第三百三十一条第一項及び第二項、第二百七十六条第一項及び第二項並びに第七十七、七十七条第十三項（第四号に係る部分に限る。）の規定、同条第十四項において準用する同条第三項及び第十一項（これらの規定のうち同条第十三項（同号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定並びに第八十七、七十七条の規定により都道府県が処理することとされている事務（大臣許可漁業、知事許可漁業、第二百十九条第一項の規定若しくは同条第二項の農林水産省令の規定により農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業又は同条第一項の規定若しくは同条第二項の規則の規定により都道府県知事の許可その他の処分を要する漁業に関するものに限る。）
別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	法律	（略）	漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）	法律	（略）	事務	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一 （略） 二 第二百二十条第三項、第四項、第八項、第九項及び第十一項の規定、同条第十二項において準用する第八十六条第三項の規定、第二百二十二条、第三百三十一条第一項及び第二項、第二百七十六条第一項及び第二項並びに第七十七、七十七条第十三項（第四号に係る部分に限る。）の規定、同条第十四項において準用する同条第三項及び第十一項（これらの規定のうち同条第十三項（同号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定並びに第八十六、七十七条の規定により都道府県が処理することとされている事務（大臣許可漁業、知事許可漁業、第二百十九条第一項の規定若しくは同条第二項の農林水産省令の規定により農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業又は同条第一項の規定若しくは同条第二項の規則の規定により都道府県知事の許可その他の処分を要する漁業に関するものに限る。）



○ 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（公用水面の使用） 第四百十条 認定電気通信事業者は、公共の用に供する水面（以下「水面」という。）に認定電気通信事業の用に供する水底線路（以下「水底線路」という。）を敷設しようとするときは、あらかじめ、次の事項を総務大臣及び関係都道府県知事（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）<u>第百八十四条</u>の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う漁場たる水面については、農林水産大臣を含む。次項において同じ。）に届け出なければならない。 一 三 （略） 2 4 （略） （水底線路の保護） 第四百十一条 （略） 2 4 （略） 5 都道府県知事（漁業法第<u>百八十四条</u>の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う場合は、農林水産大臣。第七項において同じ。）は、認定電気通信事業者の申請があつた場合において、水底線路を保護する必要があると認めるときは、第一項の保護区域内の水面に設定されている漁業権を取り消し、変更し、又はその行使の停止を命ずることができる。 6 8 （略）	（公用水面の使用） 第四百十条 認定電気通信事業者は、公共の用に供する水面（以下「水面」という。）に認定電気通信事業の用に供する水底線路（以下「水底線路」という。）を敷設しようとするときは、あらかじめ、次の事項を総務大臣及び関係都道府県知事（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）<u>第百八十三条</u>の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う漁場たる水面については、農林水産大臣を含む。次項において同じ。）に届け出なければならない。 一 三 （略） 2 4 （略） （水底線路の保護） 第四百十一条 （略） 2 4 （略） 5 都道府県知事（漁業法第<u>百八十三条</u>の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う場合は、農林水産大臣。第七項において同じ。）は、認定電気通信事業者の申請があつた場合において、水底線路を保護する必要があると認めるときは、第一項の保護区域内の水面に設定されている漁業権を取り消し、変更し、又はその行使の停止を命ずることができる。 6 8 （略）

改 正 案	現 行
（漁場改善計画の認定） 第四条 漁業協同組合その他の漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十条第二項に規定する区画漁業権（これを目的とする入漁権を含む。）を有する者（以下「漁業協同組合等」という。）は、基本方針に基づいて持続的な養殖生産の確保を図るため、単独又は共同で養殖漁場の改善に関する計画（以下「漁場改善計画」という。）を作成し、当該漁場改善計画が適当である旨の都道府県知事（漁場改善計画の対象となる水域が二以上の都道府県知事の管轄に属する場合にあつては、当該水域を最も広くその管轄する水域を含む都道府県知事。ただし、当該漁場改善計画の対象となる水域に同法第百八十四条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う養殖漁場が含まれる場合にあつては、農林水産大臣。以下この条及び次条において同じ。）の認定を受けることができる。 2 〳 4 （略） （勧告等） 第七条 都道府県知事（漁業法第百八十四条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う場合にあつては、農林水産大臣。以下同じ。）は、漁業協同組合等が基本方針に即した養殖漁場の利用を行わないため、養殖漁場の状態が著しく悪化していると認めるときは、当該漁業協同組合等に対し、漁場改善計画の作成その他の養殖漁場の改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告をするものとする。 2 ・ 3 （略） （損失の補償）	（漁場改善計画の認定） 第四条 漁業協同組合その他の漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十条第二項に規定する区画漁業権（これを目的とする入漁権を含む。）を有する者（以下「漁業協同組合等」という。）は、基本方針に基づいて持続的な養殖生産の確保を図るため、単独又は共同で養殖漁場の改善に関する計画（以下「漁場改善計画」という。）を作成し、当該漁場改善計画が適当である旨の都道府県知事（漁場改善計画の対象となる水域が二以上の都道府県知事の管轄に属する場合にあつては、当該水域を最も広くその管轄する水域を含む都道府県知事。ただし、当該漁場改善計画の対象となる水域に漁業法第百八十三条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う養殖漁場が含まれる場合にあつては、農林水産大臣。以下この条及び次条において同じ。）の認定を受けることができる。 2 〳 4 （略） （勧告等） 第七条 都道府県知事（漁業法第百八十三条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う場合にあつては、農林水産大臣。以下同じ。）は、漁業協同組合等が基本方針に即した養殖漁場の利用を行わないため、養殖漁場の状態が著しく悪化していると認めるときは、当該漁業協同組合等に対し、漁場改善計画の作成その他の養殖漁場の改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告をするものとする。 2 ・ 3 （略） （損失の補償）

第九条（略）	2、4（略）	5 前項の訴えにおいては、都道府県（漁業法第百八十四条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う場合にあつては、国。第十三条第三項において同じ。）を被告とする。
第九条（略）	2、4（略）	5 前項の訴えにおいては、都道府県（漁業法第百八十三条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う場合にあつては、国。第十三条第三項において同じ。）を被告とする。